

平成20年度 第1回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

開会

会長あいさつ

議 事

- 1 専門部会の開催状況について 〔資料2〕
 - (1) 計画部会
 - (2) 災害時要援護者支援対策部会
 - (3) 精神保健福祉部会

- 2 杉並区保健福祉計画、障害福祉計画の素案(案)について
 - (1) 障害者福祉サービス及び地域生活支援事業の進捗状況について
 - (2) 障害者基礎調査について
 - (3) 精神保健福祉部会からの意見 〔資料4〕
 - (4) 自立支援協議会からの意見 〔資料5〕
 - (5) 計画素案(案)について
 - (6) 意見交換
 - (7) 計画改定の今後のスケジュールについて
平成20年10月1日計画素案公表(広報すぎなみ等)。区民意見募集(1ヶ月間)
10月前半に区民説明会開催
平成21年2月 計画決定・区民意見回答

その他

- ・ 次回の障害者福祉推進協議会の開催について
開催時期： 平成21年2月ごろ
内容： 障害者計画・障害福祉計画の改定について報告
障害者福祉推進協議会のまとめと次期協議会について
21年度予算案 他

閉会

【配布資料】

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料2 | 各専門部会の開催状況について |
| 資料4 | 精神保健福祉部会 計画改定に向けての意見と計画に盛り込む内容 |
| 資料5 | 自立支援協議会 計画改定に向けての意見と計画に盛り込む内容 |

障害者福祉推進協議会 専門部会の開催状況について

【計画部会】

1 会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	6月6日(金)	1 障害者基礎調査について 2 平成19年度障害福祉計画の進捗状況について (1) 各推進プランの主要課題の取組みと今後の課題 (2) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用状況 3 障害者計画と障害福祉計画の改定について (1) 計画の骨子 (2) 計画における施策及び事業
第2回	7月18日(金)	1 障害者基礎調査結果について 2 障害福祉計画サービスと地域生活支援事業の進捗状況・見込量について 3 計画に関する意見について (1) 精神保健福祉部会 (2) 地域自立支援協議会

2 今後の予定

第3回	21年1月	計画素案に対する区民意見と区の考え方について 計画案について 部会のまとめと今後の運営について
-----	-------	---

【災害時要援護者支援対策部会】

1 会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	6月11日(水)	1 福祉救護所の設置状況について 2 災害時要援護者支援対策の取組み状況について 3 在宅支援プランについて

2 今後の予定

第2回	9月	在宅支援プラン (まとめ)
第3回	1月	部会のまとめと今後の運営について

【精神保健福祉部会】

1 会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	6月3日(火)	生活基盤の整備と適切な保健・医療の保障の実現に向けて (1) ショートステイについて (2) 医療・服薬管理について (3) ケアマネジメントについて (4) 就労について

2 今後の予定

第2回	10月	精神障害者を支える地域のネットワーク構築
第3回	1月	部会のまとめと今後の運営について

計画改定に向けての意見（平成20年6月3日）	計画に盛り込む内容
<p>ケアマネジメントについて</p> <p>杉並区におけるケアマネジメントの体制を明確にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険のように、複数の支援者中で核となるケアマネジャーが継続的に支援することが必要。 ・<u>自立生活支援センター、相談支援事業所の相談・ケアマネジメント機能の充実を図る。</u> ・障害者へのケアプラン作成等の認知度が低いため、それらの周知や実践が必要である。 ・精神障害者で、自立支援法の介護・訓練等給付を受けている人は全員「サービス利用計画作成費」支給の対象者（ケアマネジメント）とする方法も考えられる。 ・サービス利用計画費の請求には、利用計画の対象かどうかの判別、アセスメント、ケア会議、毎月のモニタリングを行なう必要があり、現状では一人で5人程度しかできない。報酬単価は低く、業務量に見合わない。指定相談支援事業所がケアマネジメント業務を受けやすくする方策が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害（知的障害と精神障害の重複含む）については、ケアチームに医療系の支援者が入ることがのぞましい。 	<p>推進プラン2 - (1) 相談支援機関の充実</p> <p><u>相談窓口の整備</u>の中に、自立生活支援センター及び相談支援事業所を設置し、相談支援体制を整備することを記載してあります。</p> <p>推進プラン2 - (5) 相談支援の仕組みづくり</p> <p>の中に、以下の点を盛り込んであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの手法を用いた支援体制の確立 ・自立生活支援センターや相談支援事業所が積極的にケアマネジメントを進めていく。 ・適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援の充実に努める。
<p>支援者向けの相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待や犯罪等、様々な事例があるため、高齢者の虐待相談の窓口のような、精神科医、弁護士、社会福祉士等の専門家をプールして支援者の相談に対応できるようにする必要がある。 	<p>推進プラン2 - (1) 専門相談の充実</p> <p>の中に盛り込んでいます。</p>
<p>休息入院について</p> <p>（対象）病状悪化の兆候がある方</p> <p>（今後の方向）都立中部総合精神保健福祉センターが、「精神症状への対応」と「支援体制の立て直し」を目的として「休息入院事業」を実施している。しかし、制度が十分、周知されていない。<u>必要な方が利用につながるような周知方法を考えることが必要である。</u></p>	<p>推進プラン2 - (4) 自立を支援する情報提供体制の充実</p> <p>の中で、自立生活支援センターや相談支援事業所で情報を集約し、情報提供の充実を図ることを盛りこんでいます。</p>
<p>ショートステイについて</p> <p>（対象） 家族の病気、休息、他の家族や介護等のため、本人の介護ができない場合 本人が家族から離れて気分転換したい時、一人暮らしの生活に疲れた時、自立や地域移行に向けての宿泊体験のため。</p> <p>（今後の方向についての意見）<u>ニーズを把握した上で、ケアホームの整備に合わせて、ショートステイを設置する方法を検討する。</u> 医療面の後方支援として病院や主治医との連携体制が必要である。</p>	<p>推進プラン2 (2) 短期入所の拡充</p> <p>の中に、精神障害者の短期入所について整備に努める内容を入れてあります。</p>

<p>ホームヘルプ</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者への対応ができるホームヘルプ事業所の開拓が必要であるが、そのためには、ヘルパーへの支援を行う仕組みが必要である。ヘルパー事業所の団体育成や事業所育成の体系化、人材育成部会の立ち上げを行うことが大切。 	<p>推進プラン 3 - (5) 支援者の育成とスキルアップの項目の中に、障害特性に対応できるヘルパーの養成を行うことを入れました。</p>
<p>服薬管理について</p> <p>退院後の病状悪化による地域生活の困難さや、近隣とのトラブルを防ぐためには、退院時に地域での支援体制をつくることが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退院前にカンファレンスを必ず行い、病院と地域の支援者で情報共有し、支援体制をつくる。 病院と地域の支援機関との相談関係をつくり、地域からの要望を病院に伝えるようにしていく。 <u>訪問看護の利用を促進し、服薬管理等の医療面のサポートが強化できる体制をつくる</u>（訪問看護については、医療機関からの訪問看護から地域の訪問看護ステーションへ移行するしくみが有効である） 訪問看護の利用を促進していく中で、高齢者中心の訪問看護ステーションでも精神訪問看護を担ってもらえるよう、研修の機会やバックアップ体制等必要なことを整備していく。 	<p>推進プラン 3 - (6) - 障害者の機能低下の防止</p> <p>の中に、訪問看護の利用を促進し、服薬管理等の医療面のサポート体制を強化していくことを盛り込みました。</p>
<p>就労について</p> <p>就職相談から求職者情報の提供、職業訓練、就職あっせん、就労・就労後の相談体制までの一貫した支援の強化。ワークサポート 杉並の就労支援体制の充実。</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期間（3ヶ月間）の訓練評価。 <u>ハローワークとの連携（1年期間のステップアップ雇用制度も新設されている）。</u> <u>就労継続 B 型、就労移行支援など施設への就労支援、就労支援員の派遣。</u> ジョブコーチセミナーなど就労支援員の育成。 <u>地域ネットワークの体制整備。</u> 	<p>推進プラン 8の中に以下の内容を記載してあります。</p> <p>(2)企業開拓と就労定着支援の充実 雇用開拓専門員の配置 ジョブコーチ・定着支援アドバイザーの充実 チャレンジ雇用の実施</p> <p>(3)求職情報の集中化 ネットワークを活用した就労支援</p>
<p>50代、60代の障害者へのサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険との狭間の <u>50歳代、60歳代の人へ通所施設での支援プログラム内容やグループホームでの処遇内容、介護保険との併給などについての検討が必要である。</u> 	<p>推進プラン 9 - (1) 生活支援系の通所施設の中に、高齢によって機能が低下しても、生き生きとした生活をおくれるよう通所事業所での事業内容の充実を事業者と連携していくことを盛り込んであります。</p>

	計画改定に向けての意見（平成20年7月31日）	計画に盛り込む内容
1	<p>相談支援部会からの意見</p> <p><u>障害者を地域で支える仕組みを作ることが必要である。</u></p> <p>当事者、家族に対して <u>相談支援事業の内容と、当事者にとって必要な情報や社会資源を分かりやすく説明し、理解してもらうことが必要である。</u></p> <p>就労支援機関に対して <u>各関係機関の連携のあり方を検討することが重要である。</u></p> <p>特別支援学校に対して <u>生徒の在学中から就労支援機関や、作業所・施設と連携をとり、卒業後にスムーズに地域移行できる仕組み作りが必要である。</u></p> <p><u>また、自立支援協議会において、特別支援学校関係者と情報交換を密にし、組織的に連携を深めていくといった方法も考えられる。</u></p> <p>成年後見・権利擁護機関に対して <u>事業を利用する当事者に不安を与えないために、制度の内容を具体的に示し、説明することが必要である。</u></p> <p>医療機関に対して <u>地域の医療機関との連携が今後ますます必要となってくる。</u></p> <p>自立支援協議会 委員のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の支援機関（児童相談所、児童養護施設）などとの連携の必要性がある。 ・障害者にケアマネージャーがない問題は大きい。連携というのが支援技術の一つである。 ・行政がやることと相談支援事業所がやることは権限が違う。はっきりさせ、相談の機能強化を ・ネットワークには、サービス事業所、通所施設、グループホーム関係者も加えるべきである。 ・地域自立支援協議会での役割は重要である。 ・相談支援事業の利用者にわかるパンフレットが無いので作成の必要性がある。 	<p>推進プラン2 - (1) 相談支援の充実 相談窓口の整備 のなかに、情報提供やサービス利用援助などの相談支援の仕組みづくりの重要性を盛り込み、充実させることとしています。</p> <p>推進プラン2 - (2) 地域自立支援協議会の充実の中に、サービス事業所、教育、就労、医療機関、ボランティア団体、権利擁護機関などとネットワークを作ることを記入して充実していくこととしています。</p> <p>推進プラン2 - (5) 相談支援の仕組みづくりの中に、制度の狭間にある障害者、高齢の障害者、地域移行した方、重複障害の方など継続した支援が必要な方に、複数の機関がかかわり適切な相談支援ができるような仕組みを作ることを盛り込んでいます。</p> <p>適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援の充実を盛り込んでいます。</p> <p>推進プラン1 - (4)の中に、特別支援学校からの地域生活移行に関しての具体的な連携の方法について記入しています。</p>

2	<p>個別支援会議の重要性 <u>各関係機関が集まって、支援の方向性を話し合う場の個別支援会議が重要。</u> <u>相談支援事業所間で「個別支援会議」のやり方を学ぶ機会を設けること、相談支援部会を有効活用していくことなどの方法を考えていく。</u></p> <p>自立支援協議会 委員のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援機関でも個別支援会議の重要性は高まっている。きちんとしていると企業側も安心する。 ・個別支援会議についてヘルパー事業所も参加したい。長期的、継続的に見てくれる人がいると安心する。個人情報も守るのは当然であるが、使われなければ支援できない場合がある。相談支援部会で検討すべきである。 	<p>推進プラン2 - (2) 地域自立支援協議会の充実の中に、 障害者の視点に基づく相談支援のあり方を検討のなか 含めて充実することとしています。</p>
3	<p>地域移行促進部会からの意見</p> <p>(1) 施設整備について</p> <p>1) 施設の設置拡大と中間施設の創設 <u>入院や入所施設から直接グループホーム（ケアホーム）で生活することが難しい人を対象に、生活・社会体験や段階的服薬調整支援などの役割を担う中間施設が望まれる。</u></p> <p>2) 望ましい施設構造 <u>バリアフリーであること、防音設備があること、火災報知機や消火設備の備えがあること、当事者が気軽に集える場があることなどが求められる。</u></p> <p>3) 施設情報の提供と共有化 <u>グループホーム（ケアホーム）の生活や支援内容の特徴、費用などのイメージができるようなパンフレット等の作成や施設情報の共有化ができるような仕組みづくりが求められる。</u></p> <p>自立支援協議会 委員のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者だけでなく、現在のグループホームの制度の中でも合わなければ杉並にいられないことも問題である。 ・精神のグループホームでは、世話人が個別支援会議ひらいている。相談支援事業所と連携してマネジメントしていけば、通過型のグループホームが機能して、利用者が回転していく方向ができる。しかし、それにしても5ヶ所では少なすぎる。 	<p>推進プラン4 - (3) 区における地域移行体制の強化のなかで、グループホーム、ケアホームの整備をすすめることとしています。</p> <p>推進プラン6 - (1) グループホーム・ケアホームの確保の中で、重い障害がある方であっても、地域生活の重要性とケアホームの整備を記入しています。 その中で、今後のグループホームのあり方を検討していくことにしています。</p> <p>推進プラン2 - (5) 相談支援の仕組みづくりの中に、障害者ケママネジメントの手法を用いた支援体制の確立を図ることとしています。また、適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援の充実を盛り込んでいます。</p>

3	<p>(2) 支援(支援の量・質と体制整備)について</p> <p>1) 支援の量と質の確保 障害の重い人が安心して生活できるためには、<u>ケアの量や質に見合った人員配置および職員の支援技術が求められる。</u></p> <p><u>自立支援協議会委員のコメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者のグループホームでは、障害の重い人たちのための滞在型について国基準では常勤職員を置けない。区の単独補助が不可欠。 	<p><u>推進プラン6 - (1) グループホーム・ケアホームの確保</u>の中で今後のあり方を検討することとしています。</p> <p><u>推進プラン6 - (2) グループホーム・ケアホームのサービス向上(世話人、生活支援員のスキルアップ)</u>の中に、スキル向上や事業者支援を記入しています。</p> <p>職員配置については、グループホームのあり方の検討の中に含まれます。</p>
4	<p>2) 支援体制の確立</p> <p><u>専門性のある相談窓口や生活支援者(主治医、かかりつけ医、訪問看護師、ホームヘルパー、作業所職員、権利擁護機関など)の存在、インフォーマルな見守り(ボランティア、ピアサポーター、アパートの大家さんなど近隣の支援者)の存在、キーパソンとなる人の存在と連携が不可欠である。またこれらの職種や機関が、状況に応じた見守り、服薬・受診の支援、金銭管理など具</u> <u>体的連携をとるための仕組みづくりが必要となる。</u></p> <p>3) 地域の中の人材育成</p> <p><u>専門職としての精神科訪問看護師・訪問介護ヘルパーの誘致・育成、きめ細やかな支援を行うためにピアサポーターや仲間としてのOB、ボランティア、地域の見守り組織の育成の具体化を進める必要がある。</u></p>	<p><u>推進プラン3 - (6) - 障害者の機能低下の防止</u>の中に、訪問看護の利用を促進し、服薬管理等の医療面のサポート体制を強化していくことを盛り込みました。</p> <p><u>推進プラン2 - (5) 相談支援の仕組みづくり</u>の中に、地域移行した方など継続した支援が必要な方に、複数の機関がかかわり適切な相談支援ができるような仕組みを作ることを盛り込んでいます。</p> <p><u>推進プラン2 - (3) ピア相談等の充実、推進プラン3 - (5) 支援者育成のスキルアップ(ヘルパー、ボランティアの育成)</u>で、インフォーマルな見守り人材について記入しています。</p>
5	<p>その他の項目 地域自立支援協議会委員より意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー事業所では、人手不足の問題が大きい。 ・在宅で生活しているとマンパワーの力で解決できることが多くある。人材の育成は急務である。 <p>・精神障害の就労支援が遅れている。仕組みづくりを急ぐ必要性がある。</p>	<p><u>推進プラン3 - (5) 支援者のスキルアップへの支援</u>の中でニーズに応じられるヘルパーの養成のための支援を行います。</p> <p><u>推進プラン8 - (3) ネットワークを活用した就労支援</u>の中で精神障害者の就労支援の仕組みも考えていきます。</p>

会 議 記 録

会議名称	平成20年度 第1回障害者福祉推進協議会	
日時	平成20年8月7日(火) 午前10時から12時	
場所	中棟5階 第3委員会室	
出席者	委員	古谷野・助川・笠原・斎藤・高橋・山内・西山・鈴木(道)・杉原・窪田・柳田(小川代理)・長島・土屋・佐藤・中津・木全・廣瀬・(欠席委員)鈴木(美)・山本・丸山・小林・日高・石川
	幹事	保健福祉部長・保健福祉部管理課長・障害者施策課長・障害者生活支援課長・福祉事務所高井戸事務所担当課長・杉並保健所保健予防課長
	事務局	障害者施策課(井上・阿部・福原・山崎) 生活支援課(鈴木(幹)・鈴木(久))
配布資料	資料2 各専門部会の開催状況について 資料3 杉並区保健福祉計画、障害福祉計画の素案について 資料3-1 障害者福祉サービス及び地域生活支援事業の進捗状況について 資料3-2 障害者基礎調査について 資料4 精神保健福祉部会 計画改定に向けての意見と計画に盛り込む内容 資料5 自立支援協議会 計画改定に向けての意見と計画に盛り込む内容	
会議次第	<p>開会 会長あいさつ 議事</p> <p>1 専門部会の開催状況について [資料2]</p> <p>(1) 計画部会 (2) 災害時要援護者支援対策部会 (3) 精神保健福祉部会</p> <p>2 杉並区保健福祉計画、障害福祉計画の素案(案)について</p> <p>(1) 障害者福祉サービス及び地域生活支援事業の進捗状況について [資料3-1] (2) 障害者基礎調査について [資料3-2] (3) 保健福祉部会からの意見 [資料4] (4) 自立支援協議会からの意見 [資料5] (5) 計画素案(案)について [資料3] (6) 意見交換 (7) 計画改定の今後のスケジュールについて</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の障害者福祉推進協議会の開催について <p>閉会</p>	
会議の要旨	<p>開会 保健福祉部長挨拶 委員、幹事の自己紹介 会長あいさつ</p>	

議事

1 専門部会の開催状況について 各部長より報告〔資料2〕〔資料6〕

(1) 計画部会 (古谷野部会長)

(2) 災害時要援護者支援対策部会 (高橋部会長)

(3) 精神保健福祉部会 (助川部会長)

2 杉並区保健福祉計画、障害福祉計画の素案(案)について

(1) 障害者福祉サービス及び地域生活支援事業の進捗状況について

(障害者施策課 阿部)〔資料3-1〕

(2) 障害者基礎調査について (障害者施策課 阿部)〔資料3-2〕

障害者福祉サービス及び地域生活支援事業の進捗状況についての意見

身体介護の利用実績が減少していることについて、

サービスが有料になったため、利用者が利用量を減らしている、家族がいるという理由で支給決定の段階で減らされている、自腹を切って移動支援を頼もうとしても、人手がないので断られるということがある。

家族や施設からの自立なのに、サービスが減ることにより生活に支障がおきたりしている。家族に頼らなければならない。事業所については報酬が少ないためにヘルパーが確保できない問題がある。

移動支援が大幅に減らされて、外出に支障が出ている人が多い。必要な場合は支給されるということだが、判定会議にかけなければならず、強い主張をする人は支給されるという話もある。病院に行かなければならぬのに、増やしてもらえない人もいる。

コミュニケーション支援として、視覚障害者は、対面朗読や代筆等の支援をお願いしたい。墨田区では図書館が代読をしてくれる。以前、区で実施していたガイドヘルパーの養成をまた行ってほしい。

自立支援に何が必要かのアセスメントが必ずしも確立していない。

家の片付けを2時間ヘルパーと一緒にやってきたが、1時間半の支給になり、やりきれなくなっている。

重度の障害の方で、支給量をもらえず、支給される中野区に転居した方や、夕方からは仕事から帰った家族がみてくださいと言われて支給量を減らされた方もいる。福祉事務所の職員に言えない人もいるので、話をやさしく丁寧にきいてほしい。

計画には事業が書いてあるが、それをどう動かしていくか、運営や提供の仕組みについて内容に盛り込む必要がある。

幹事より：すぐに解決できるものは所管が対応したい。制度の本質については計画の改定に反映できるものは反映していきたい。

(3) 精神保健福祉部会からの意見 資料のとおり〔資料4〕

(4) 自立支援協議会からの意見 (障害者生活支援課長)〔資料5〕

上記(4)より、グループホームについての意見

ケアホーム・グループホームの質を良いものにするには、何らかの区の助成をお願いしたい。

グループホームの設置は事業所に任されている。重度の障害者の住まいの確保については、本人、家族も参加するプロジェクトチームで検討してほしい。

知的障害者グループホーム設置の現状としては、19か所の不動産の情報をもらい、その内で設置できたのは1か所で、今後可能性のある物件は3か所である。一法人として年に1か所を立ち上げるのが精一杯。全体で年3か所しか設置できない。区の後押しが必要。

幹事より：国でも高齢者と障害者の住宅施策について検討しているので期待したい。

(5) 計画素案(案)について (障害者施策課長) [資料3]

(6) 意見交換

(7) 計画改定の今後のスケジュールについて(障害者施策課長)

計画改定に向けての意見は8月13日までにお寄せいただきたい。

計画素案(案)の内容及び計画改定のスケジュールに対する意見

10月の区民向け説明会は点字広報の素案が出てから開催してほしい。相談支援の充実について、5つの相談支援事業所が3障害を扱うことになっている。残り2つは専門的なことに特化した相談支援がよいのではないか。

幹事より：身近なところで相談できるよう3障害としているが、それぞれ専門分野を持っているので、お互いに連携して専門のところに案内している。精神障害者は福祉手当がないので、生活の安定のために、区独自の手当だけでも出してほしい。

推進プラン5について福祉住宅の提案はよいと思う。学校の統廃合で空いた土地に複合施設の中でもよいので、障害者の住まいをつくってほしい。ケアマネジメントの必要性が随所に見えている。区独自のシステムを考えても良い時期に来ているのではないか。

その他

- ・ 次回の障害者福祉推進協議会の開催について 次第のとおり

閉会